

平成 30 年度豊田衛生センター解体撤去工事
設計業務委託

仕 様 書

平成 30 年 6 月

北 信 保 健 衛 生 施 設 組 合

第1章 総則

本仕様書は、北信保健衛生施設組合（以下「組合」という。）が発注する「平成30年度豊田衛生センター解体撤去工事設計業務委託」に適用する。

1 委託の目的

本業務は、豊田衛生センターの解体撤去にあたり、汚泥の焼却を行っていたことから、「廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」[基発第401号、基発0110(改正)]（以下「要綱」とする）に基づいて解体工事が適切に実施されるための仕様書及び実施設設計図の作成等を目的とする。

2 委託業務の名称

平成30年度豊田衛生センター解体撤去工事設計業務委託

3 解体施設

施設名称：北信保健衛生施設組合 豊田衛生センター

施設所在地：中野市大字豊津 3913 番地ほか

敷地面積：11,074.66 m²

構造：鉄筋コンクリート2階建 一部地下処理設備

建物面積：2,858.52 m²

延床面積：3,796.91 m²

処理能力：98 KL / 日（し尿90 KL / 日、浄化槽汚泥8 KL / 日）

処理方式：二段活性汚泥法処理方式（低希釈法）

竣工：昭和62年10月竣工

※汚泥焼却処理は、平成21年3月末で停止

4 委託の期間

契約締結日から平成30年12月28日まで

5 業務の内容

業務の内容は次の事項及び第2章の内容とする。

- (1) 解体事前調査業務
- (2) し尿処理施設解体撤去工事見積仕様書作成業務
- (3) 見積図書比較資料作成業務
- (4) し尿処理施設解体撤去発注仕様書作成業務
- (5) 実施設計（発注図書）作成業務

6 手続き上必要な届け出等

- (1) 業務着手時
 - ア 業務着手届
 - イ 主任技術者届
 - ウ 業務工程表
 - エ その他必要な書類
- (2) 完了時
 - ア 業務完了届
 - イ その他必要な書類

7 管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者とする。

8 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。
また、コンサルタントとして中立を遵守しなければならない。

9 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等で示された本業務に関する事項を十分検討し、遵守しなければならない。

10 貸与資料

本業務の遂行に必要な関係資料を受託者に貸与するが、この場合、受託者は貸与を受けた資料の一覧を作成の上、組合に提出し、業務終了後速やかに返却するものとする。

番号	資料名
1	建築竣工図
2	土木竣工図
3	配管関連竣工図
4	電気設備工事竣工図
5	電気設備機器竣工図
6	機械工事竣工図（その1～その3）
7	乾燥汚泥・焼却設備竣工図
8	設計計算書竣工図
9	土質調査報告書
10	地積測量図
11	工事写真綴

11 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議が必要な時又は協議を求められた時は、誠意を持ってあたり、協議内容を記録した打合せ記録簿に關係資料を添えて組合に報告しなければならない。

12 再委託の禁止

受託者は、組合の承諾なく本業務の処理を他人に委託してはならない。

13 業務内容の変更

業務の実施に際し、業務内容の変更もしくは当該業務以外の業務の必要が生じた場合は、その段階で組合とその対応について協議するものとする。その際に必要な資料は受託者が作成する。

14 土地への立入り等

受託者は、業務を実施するため公有地または私有地に立入る場合は、組合担当者と協議し、承諾を得なければならない。

15 検査

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て組合による成果品の検査を受けなければならない。

検査の結果、成果品に不備又は誤り等があった場合、受託者は組合が指示する期日までに訂正等を行い納品しなければならない。また、基本的に、本業務に関する成果品の著作権は全て組合に帰属するものとする。

16 引渡し

受託者は、成果品の検査合格後、成果品を納品し、完了届の提出をもって業務完了引渡しとする。

なお、工事費概算書については、10月31日までに納品すること。

17 疑義の解決

本仕様書に定める事項及び業務遂行上疑義が生じた場合、受託者は、速やかに組合と協議し、組合の発注意図を十分理解のうえ、組合の指示に従い業務を遂行するものとする。

18 その他

工事監理業務については、本業務受託者に発注を予定している。

19 成果品

受託者は、下記の成果品を提出するものとする。なお、成果品はあらかじめ担当者と内容について協議、精査されたものとする。

解体事前調査業務報告書	1式
し尿処理施設解体撤去工事見積仕様書	1式
見積図書比較資料	1式
し尿処理施設解体撤去発注仕様書	1式

実施設計図（発注図書）	1 式
議事録	1 式
上記成果品の電子データ（CD）	1 式

第2章 業務の内容

1 解体事前調査業務

本施設内の汚染状況を確認するため、焼却炉内のダイオキシン類調査、重金属類調査、アスベスト調査、及び敷地内の土壌ダイオキシン類調査及び重金属類調査を行うこと。

(1) 汚染物のダイオキシン類調査

本施設の解体に先立ち、解体時の作業者のダイオキシン類暴露を防止する観点から、事前に施設の付着物、堆積物等についてダイオキシン類を調査すること。

調査は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」(平成13年基発401号)に準じた方法により解体対象施設の次に示す5箇所について実施すること。

<調査場所(案)>

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 焼却炉本体 | 炉内付着物、堆積物(1検体) |
| ② 煙突 | 煙突下部付着物(1検体) |
| ③ 煙道 | 煙道内付着物(1検体) |
| ④ 集塵機 | 装置内堆積物及び装置内壁面等付着物(1検体) |
| ⑤ サイクロン | 装置内堆積物及び装置内壁面等付着物(1検体) |
| | 計5検体 |

(2) 汚染物の重金属類調査

重金属類の堆積物については「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環告13)に準じた方法により8項目について、解体対象施設の次に示す5箇所について実施すること。

<調査場所(案)>

- | | |
|---------|--------------|
| ① 焼却炉本体 | 炉内堆積物(1検体) |
| ② 煙突 | 煙突下部堆積物(1検体) |
| ③ 灰バンカ | 堆積物(1検体) |
| ④ 集塵機 | 装置内堆積物(1検体) |
| ⑤ サイクロン | 装置内堆積物(1検体) |
| | 計5検体 |

<分析項目>

- ・アルキル水銀化合物 ・水銀又はその化合物 ・カドミウム又はその化合物
- ・鉛又はその化合物 ・六価クロム化合物 ・砒素又はその化合物
- ・セレン又はその化合物 ・1,4-ジオキサン

(3) アスベスト調査業務

し尿処理施設の解体に先立ち、事前に施設内で使用されているアスベストについて含有分析調査を行うこと。含有分析調査は、JIS A 1481「建材中の石綿含有率の分析方法について」に準じた方法により以下に示す箇所のアスベスト含有が疑われる建材、保温材及びキャスト

ブルにおいて実施すること。

<調査場所（案）>

床	2 検体
巾木	1 検体
壁	2 検体
天井	5 検体
外壁	2 検体
施設配管	1 検体
焼却炉内	1 検体
	計 14 検体

<分析項目>

アスベスト定性分析

(4) 土壌調査業務

本施設敷地内の土壌汚染の状況を確認するため、敷地内土壌についてダイオキシン類及び重金属類の調査を行うこと。

ダイオキシン類調査は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成 12 年 1 月環境庁水質保全局土壌農薬課)

重金属類調査は、第 2 種特定有害物質及び 1,4-ジオキサンを「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 2 版）平成 24 年 8 月環境省水・大気環境局 土壌環境課」に基づき実施すること。

<調査場所>

敷地内 2 地点（敷地境界）

<分析項目>

- ・ダイオキシン類
- ・重金属類（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、1,4-ジオキサン）

2 し尿処理施設解体撤去工事見積仕様書作成業務

し尿処理施設の解体撤去工事見積り仕様書は組合の跡地利用の計画を踏まえ、それに即した内容とすること。

(1) 業者選定補助

解体撤去工事費の積算を依頼する解体業者について、過去の実績等を勘案して数社選定し、組合が依頼先を円滑に決定するための助言等の支援を行うこと。

(2) 仕様書等の作成

本施設建設時の国庫補助事業実績報告書の内容を整理して、解体業者に解体撤去費の見積

を依頼するための「解体撤去工事見積仕様書」、「解体撤去工事設計書」を作成し、解体業者に示すこと。

また、解体撤去工事費積算の上で解体業者より現地の案内を求められた場合には、組合と協議のうえ、日時を設定してその要求に応えること。

仕様書の主な内容は次のとおりである。

仮設工事	・周辺環境の保全に重点を置いた内容とすること
ダイオキシン類ばく露防止対策工事	・工法の内容を明らかにすること
汚染物除去工事	・工法の内容を明らかにすること
残留物の撤去	・工法の内容を明らかにすること
解体撤去工事	・工法の内容を明らかにすること ・地下構造物（ピット、槽等）の撤去時の工法の内容を明記すること
解体廃棄物の処理	・発生する廃棄物が適正に処理される内容とすること ・処理費等は、廃棄物と有価物に分けて計上すること
作業従事者のダイオキシン類ばく露防止対策	・労働安全衛生に係る保証項目を明確にすること
周辺環境の保全	・周辺環境に影響を及ぼす汚染物質の飛散防止に係る保証項目を明確にすること

なお、「解体撤去工事見積仕様書」の中で、次に示す積算の根拠となる書類の提出を解体業者に求めること。

- ① 工事概要：施工手順を明らかにする書面及び図面
- ② 配置計画図：工事用機械、設備等の配置図
- ③ 工法の概要：除染、有害廃棄物除去、解体撤去、排気・排水処理、廃棄物処理等の概要
- ④ 有害物質曝露防止のための方法及び設備の概要：作業場所の分離・養生、管理区域の設定、保護具の選定、排気処理、発生源の湿潤化等の概要
- ⑤ 工程表：工事着手を基準とした所要月数

3 見積図書比較資料作成業務

解体業者より「解体撤去工事見積仕様書」に基づき提出された見積設計図書を整理し、解体撤去工事費及び工法等の比較資料を作成すること。

比較資料は、仮設工事、除洗工事、解体工法、水処理、廃棄物処理等の項目ごとに解体業者の特徴を整理すること。

また、比較をした上で解体のための仕様書、解体撤去工事費を取りまとめ、次年度予算要求の資料として組合に提出すること。

4 し尿処理施設解体撤去発注仕様書作成業務

解体撤去工事を入札及び発注するため、見積図書比較検討業務を反映し、解体撤去工事の内容を明らかにした「解体撤去工事発注仕様書」を作成すること。

この仕様書は、対策要綱に基づいて、「作業従事者の安全衛生管理の徹底、周辺環境への影響の防止の措置を明確にした内容とすること。仕様書の主な内容は次の通りです。

- (1) 仮設工事（周辺環境の保全に重点を置いた内容とすること）
- (2) ダイオキシン類等ばく露防止対策工事の内容
- (3) 汚染物除去工事（工法の内容を明らかにすること）
- (4) 残留物の撤去（工法の内容を明らかにすること）
- (5) 解体撤去工事（工法の内容を明らかにすること）
- (6) 解体廃棄物の処理（発注する廃棄物が適正に処理される内容とすること）
- (7) 作業従事者のダイオキシン類等ばく露防止対策（労働安全衛生に係る保証項目を明確にすること）

【添付資料】

- ・設計書（見積設計図書に基づいて作成されたもの）
- ・図面（解体対象施設の工事内容が明確になるもの）
- ・解体事前調査結果

以上